最上川水系流域委員会規約より抜粋

第2条(目的)

この委員会は、最上川水系の河川整備計画変更原案及び計画策定後の各種施策の進捗等に関して意見を交換し、東北地方整備局長及び山形県知事に対し意見を述べるものとする。

また、最上川水系の大臣管理区間の河川整備計画に基づく事業のうち、再評価、事後評価の 審議を行い、東北地方整備局長に対し意見を述べるものとする。

今回の流域委員会は、下記項目を対象



- ・河川整備計画(大臣管理区間)の進捗状況
- ・河川改修事業の事業再評価
- ・消流雪用水導入事業の事業再評価
- ・河川整備計画(知事管理区間)の変更

事業評価監視委員会 (再評価の実施要領 抜粋)

【報告】 審議は最上川水系流域委員会で行い、局の事業評価監視委員会へ結果を報告。

■ 再評価

第6 事業評価監視委員会

再評価の実施主体の長は、再評価に当たって事業評価監視委員会を設置し、意見を聴き、その意 見を尊重するものとする。

6 河川整備計画の点検の手続きによる場合の取扱

河川事業、ダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、<u>事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議を</u> 行うものとする。